

警戒態勢

関係各位

宇部港長
(門司海上保安部長)

**台風6号(異常な低気圧)の接近に伴い、6月2日09時00分
港則法第39条第4項(同法第45条)の規定に基づき、警戒態勢を発令する。**

- 1 一般船舶は、けい留索の補強、機関の準備、復旧等荒天準備を行うとともに、状況に応じて、直ちに運航できるように準備すること。
各港内に入港しようとしている船舶で、避難の対象となりうる船舶は、今後の状況を確認し、避難勧告が発令されることが予想される場合は、入港を見合わせることにすること。
- 2 危険物積載船における危険物の荷役作業は、中止基準等を考慮し、早めに中止して
厳重な警戒態勢とすること。
- 3 はしけその他の小型船舶は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、又は状況に応じて直ちにその措置がとれる準備をすること。
- 4 工事・作業現場、造船所、岸壁(棧橋・物揚場)については、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、又は状況に応じて直ちにその措置がとれる準備をすること。

必要に応じ、以下について追記する。

- ①台風等の現況と今後の予測(強風域、暴風警戒域の予測と宇部・山陽小野田地区各港への影響等)
- ②走錨注意、機関準備等
- ③今後の気象情報への留意
- ④その他必要事項